

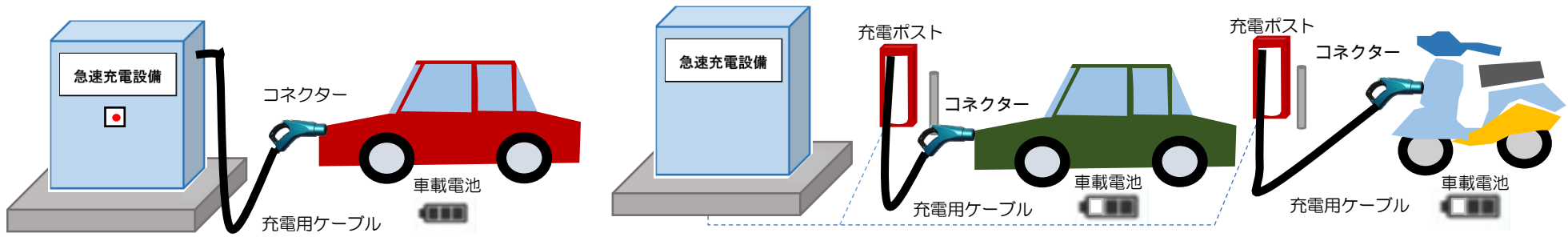
令和5年7月 青森地域広域事務組合火災予防条例の一部改正について

第1 急速充電設備の基準の改正の概要

(施行日 令和5年10月1日)

1 急速充電設備とは

急速充電設備は、電気自動車等の車載電池に高い圧力で電流を流すことで短い時間で充電することを可能にする設備です。

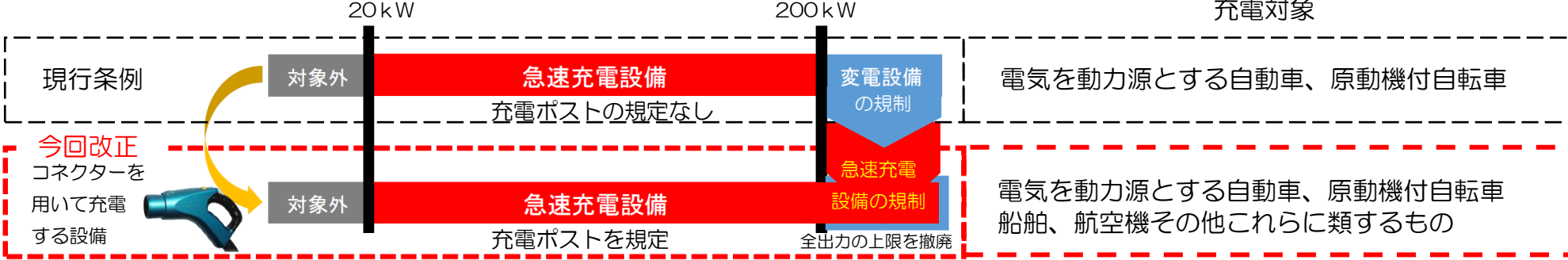


※ コネクタは、充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのもの
充電ポストは、コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないもの

2 改正内容

- (1) 急速充電設備の定義について（条例第19条第1項）
急速充電設備の条例規制は、これまで全出力20キロワット以下、200キロワットを超えるものは除くとして取り扱っていましたが、全出力の上限を撤廃して、変電設備として取り扱っていたものも急速充電設備として取り扱います。

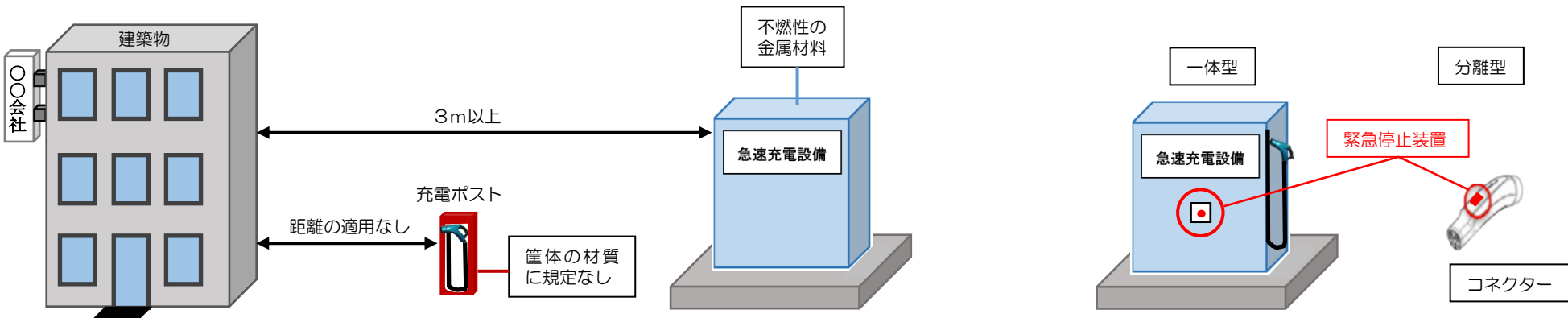
【急速充電設備対象のイメージ】



- (2) 充電ポストの取扱いに関する事項（第19条第1項第1号、第2号）
分離型の充電ポストは、変圧機能を有していないため、急速充電設備にかかる次の規定を適用しません。
ア 屋外に設けるものは、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。
イ 筐体※1を不燃性の金属材料で造ること。※1 筐体とは、機器類を収める箱形の容器。
- (3) 緊急停止装置について（第19条第1項第11号）
利用者が異常を認めたときに手動で緊急に停止することができる緊急停止装置をコネクタ等の速やかに操作することができる箇所に設けることを規定します。

【(2) アについて、建築物からの距離のイメージと、イについて、筐体の材質】

【(3) 緊急停止装置のイメージ】



- (4) 蓄電池について（第19条第1項第15号及び第16号）
ア 設備本体
急速充電設備の設備本体に蓄電池を内蔵する場合は、蓄電池の異常を検知した場合に急速充電設備を自動的に停止させる等の措置が規定されていますが、内蔵する蓄電池が「主として保安のために設けるもの※」のみの場合は、急速充電設備を自動的に停止させる等の措置に関する規定を適用しないこととなります。
イ 分離型の充電ポスト
「主として保安のために設けるもの※」を除き、蓄電池を内蔵してはならないこととなります。
※ 停電時等に電気自動車等とコネクタの接続部分の制御を行うものなど、設備の安全装置を維持するために設ける蓄電池

第2 喫煙等の改正概要

(施行日 令和5年7月26日)

火災予防条例で規定する「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は、設置しなくてもよいこととなりました。また、「禁煙」、「火気厳禁」又は「喫煙所」の標識と併せて設けている図記号について、火災予防条例で規定するものを削除し、所定の ISO 規格又は JIS 規格に適合するものとしなければならなかったこととなりました。

